

香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第14号

香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム使用料規則（平成25年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第2条 略</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、<u>常設展示室及び特別展示室</u>を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(観覧料の免除) 第4条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、<u>常設展示室</u>及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、<u>第8号</u>に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び<u>常設展示室</u>の観覧料を免除する。 (1)～(6) 略 <u>(7) 国際博物館の日（5月18日（その日がミュージアム規則第4条に規定するミュージアムの休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日））に入室する者</u> (8) 略 2～7 略</p> <p>8 <u>第1項第8号</u>に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。</p> <p>(観覧料の減額) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、<u>常設展示室</u>及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、団体で利用する場</p>	<p>(使用料) 第2条 略</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、<u>企画展示室</u>及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(観覧料の免除) 第4条 第1号から<u>第6号</u>までのいずれかに該当する者については歴史展示室、<u>企画展示室</u>及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、<u>第7号</u>に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び<u>企画展示室</u>の観覧料を免除する。 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u> 2～7 略</p> <p>8 <u>第1項第7号</u>に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。</p> <p>(観覧料の減額) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、<u>企画展示室</u>及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、団体で利用する場</p>

合における歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料に相当する額に減額する。

(1)～(3) 略

2～4 略

別表第1 (第2条関係)

1 香川県立ミュージアム

(1) 略

(2) 常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料

区 分	単 位	使用料の額
常設展示室4及び常設展示室5	午前9時から午後5時まで	12,240円
	午後5時後 30分当たり	920円
2階ロビー(A)	午前9時から午後5時まで	1,560円
	午後5時後 30分当たり	120円
2階ロビー(B)	午前9時から午後5時まで	1,150円
	午後5時後 30分当たり	90円
2階ロビー(C)	午前9時から午後5時まで	210円
	午後5時後 30分当たり	20円
1階エントランスホール	午前9時から午後5時まで	430円
	午後5時後 30分当たり	40円

(3) 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
略		
特別展示室(B)	略	
常設展示室4及び常設展示室5	午前9時から午後5時まで	6,120円
	午後5時後 30分当たり	460円
2階ロビー(A)	午前9時から午後5時まで	780円
	午後5時後 30分当たり	60円
2階ロビー(B)	午前9時から午後5時まで	580円
	午後5時後 30分当たり	50円
2階ロビー(C)	午前9時から午後5時まで	110円
	午後5時後 30分当たり	10円
1階エントランスホ	午前9時から午後5時まで	220円

合における歴史展示室、企画展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料に相当する額に減額する。

(1)～(3) 略

2～4 略

別表第1 (第2条関係)

1 香川県立ミュージアム

(1) 略

(2) 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
略		
特別展示室(B)	略	

<u>ール</u> 講堂 略	<u>午後 5 時後 30分当たり</u> 略	<u>20円</u>	講堂 略	略
<u>(4)~(7)</u> 略			<u>(3)~(6)</u> 略	
2・3 略			2・3 略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。